

後楽二丁目南地区 第一種市街地再開発事業 (案)

※縦覧図書と同じ内容です

令和 7 年12月 1 日(月)
文京区

東京都市計画第一種市街地再開発事業の決定（文京区決定）（案）
都市計画後楽二丁目南地区第一種市街地再開発事業を次のように決定する。

名 称		後楽二丁目南地区第一種市街地再開発事業				
位 置		文京区後楽一丁目及び後楽二丁目各地内				
施行区域面積		約 2. 6ha				
公 共 施 設 の 配 置 及 び規模	道 路	種 別	名 称	規 模		備 考
		幹線道路	放射第 7 号線	別に都市計画において定めるとおり。		
			環状第 2 号線			
		区画道路	区画道路 1 号	幅員 12m	延長約 155m	拡幅
建築物の整備		建築面積	延べ面積（容積対象面積）	主要用途	高さの限度	備 考
		約 14, 100 m ²	約 279, 000 m ² (約 230, 330 m ²)	事務所、住宅、 店舗、駐車場等	高層部：170m 低層部：50m	建築物の高さの最高限度に係る高さの算定 においては、建築基準法施行令第 2 条第 1 項第 6 号に定める高さとする。
建築敷地の整備		建築敷地面積	整 備 計 画			
		約 20, 000 m ²	・ 飯田橋駅までのアクセス性を強化し、地区全体に対して南北の軸となる歩行者動線を整備する。 ・ 広場 3 号（面積約 1, 000 m ² ）、広場 4 号（面積約 1, 000 m ² ）及び広場 5 号（面積約 1, 500 m ² ）を整備し、 歩行者の滞留空間を確保する。 ・ 小石川後楽園などの景観資源に近接する立地特性に配慮し、高層部は区画道路 1 号から十分な後退距離を 確保する。			
参 考			再開発等促進区を定める地区計画区域内にあり。			

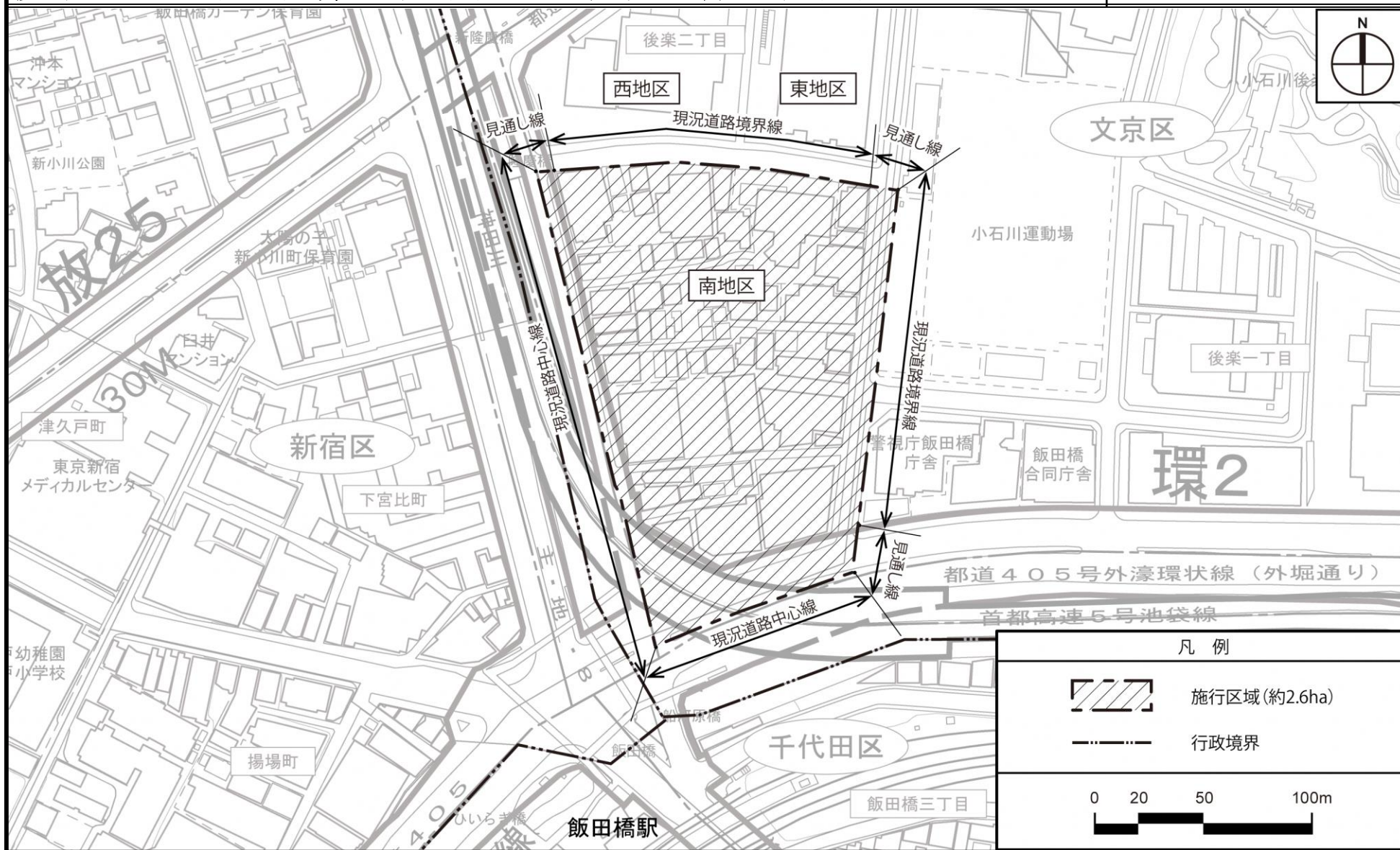
「施行区域、公共施設の配置、街区の配置、建築物の高さの限度及び壁面の位置の制限は、計画図表示のとおり」

理由：土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、活力とにぎわいのある安全で快適な複合市街地の形成のため、第一種市街地再開発事業を決定する。

東京都市計画第一種市街地再開発事業 後楽二丁目南地区第一種市街地再開発事業

計画図 1

〔文京区決定〕
〔施工区域図〕

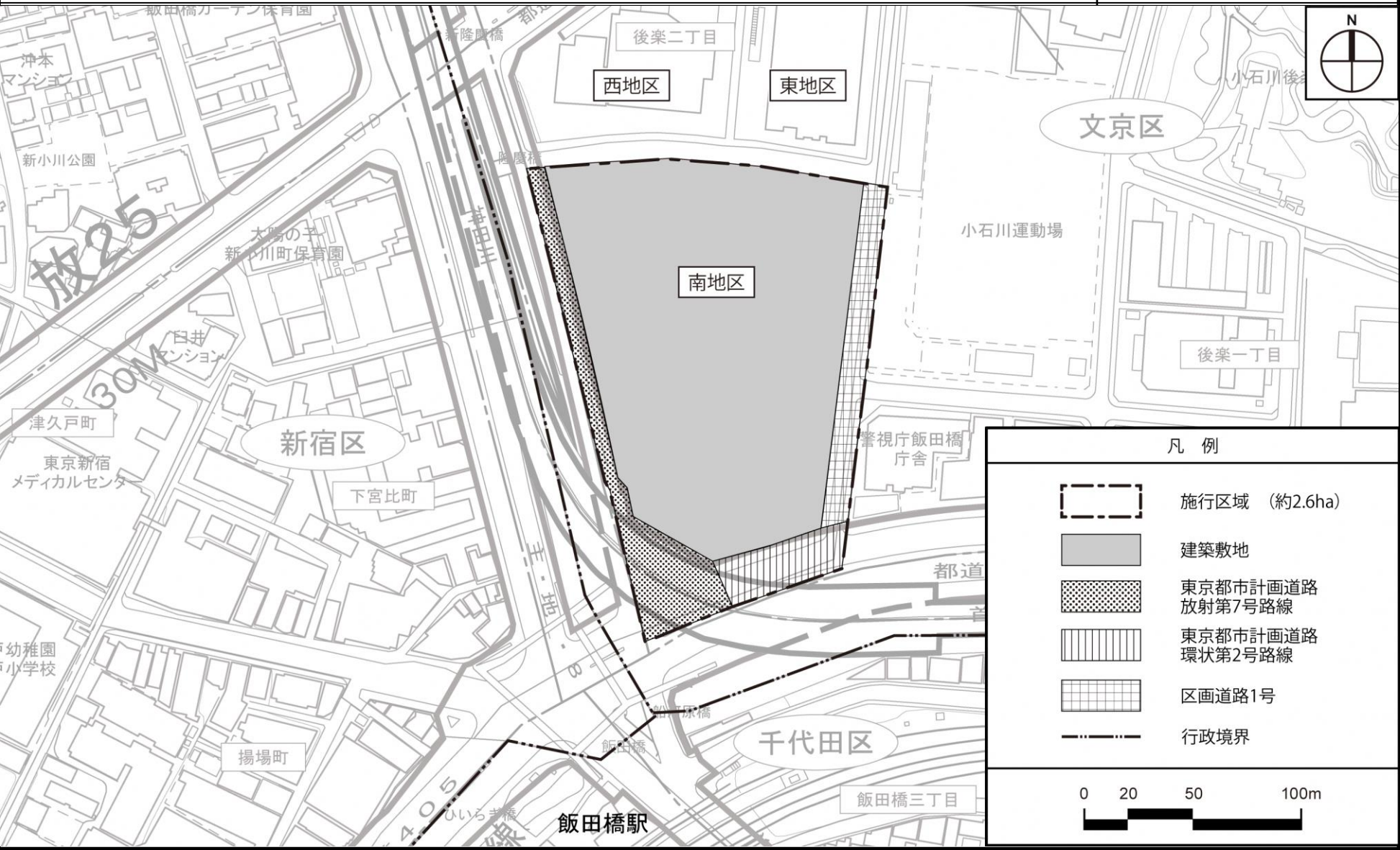


この地図は、東京都縮尺 1/2,500 地形図を使用（承認番号：7都市基交測第 186 号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。（承認番号）7都市基街都第 180 号、令和 7 年 8 月 27 日

東京都市計画第一種市街地再開発事業
後楽二丁目南地区第一種市街地再開発事業

計画図 2

〔文京区決定〕
（公共施設の配置）

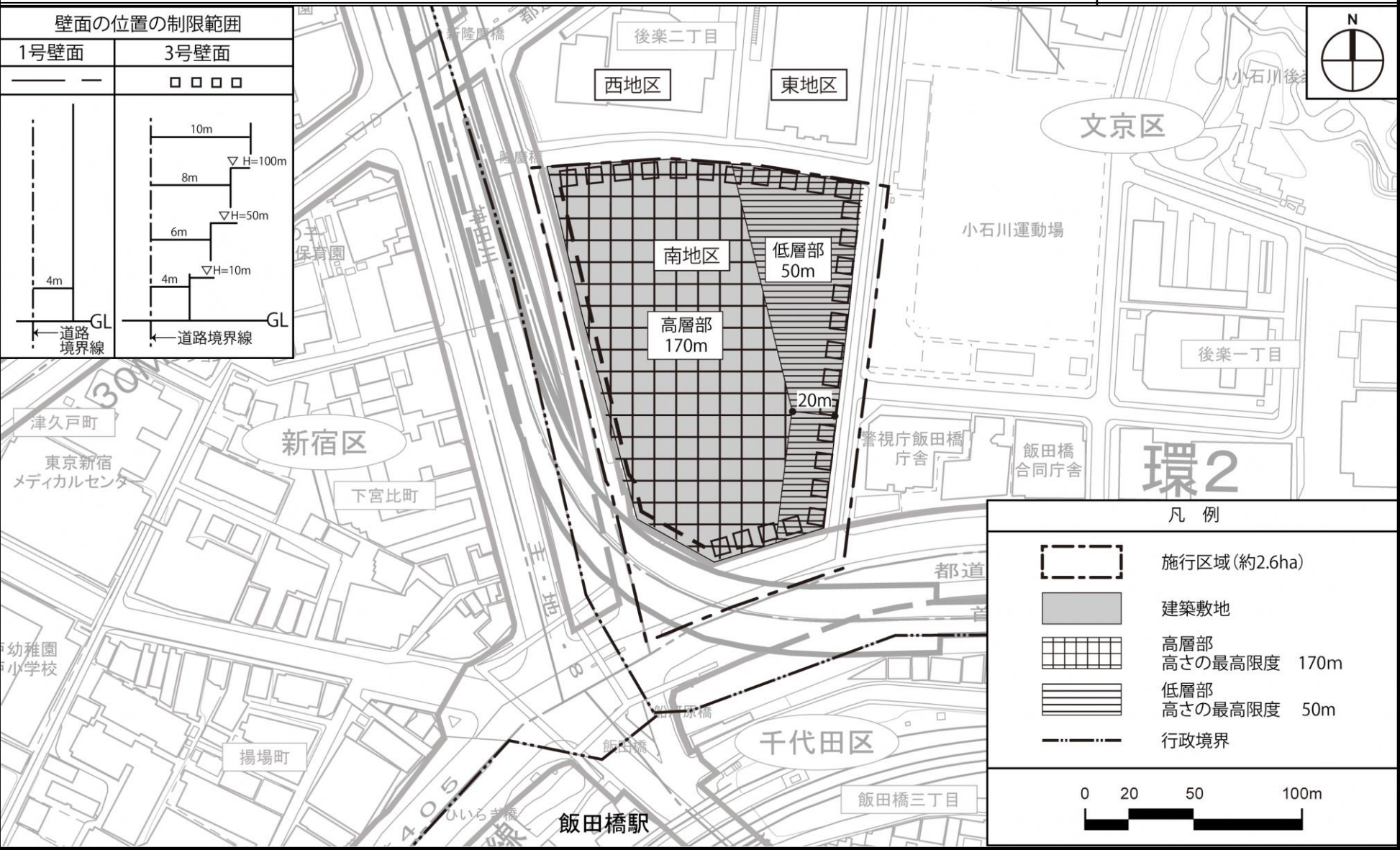


この地図は、東京都縮尺 1/2,500 地形図を使用（承認番号：7都市基交測第 186 号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。
（承認番号）7都市基街都第 180 号、令和 7 年 8 月 27 日

東京都市計画第一種市街地再開発事業
後楽二丁目南地区第一種市街地再開発事業

〔文京区決定〕
(建築物の高さの限度
・壁面の位置の制限)

計画図 3



この地図は、東京都縮尺 1/2,500 地形図を使用 (承認番号: 7都市基交測第 186 号) して作成したものである。無断複製を禁ずる。この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。
(承認番号) 7都市基街都第 180 号、令和 7 年 8 月 27 日